

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 生涯学習分科会  
社会通信教育の認定及び廃止等について（平成 27 年 1 月 30 日）・・・・・・・・ 3
  
- 大学分科会  
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める  
省令の改正について（平成27年1月27日）・・・・・・・・ 20
  
- 関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43



26文科生第523号

中央教育審議会

通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）  
第51号第3条及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

平成27年 1月30日

文部科学大臣 下村博文

## 文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

### 1. 認定の申請(2団体6課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人 産業能率大学	新・きれいに書けるボールペン 字入門講座	ペン字の基礎から実用例まで学び、きれいで バランスのとれた文章を書くための着眼点と 美しい文字の書き方を効率よく身につける。
	企画・プレゼン力を強化する講 座	企画の準備・立案からプレゼンテーションをす るまでの一連のプロセスとスキルを学び、論 理的に相手に伝えられる企画書の作成法 や、相手を納得させられるプレゼンテーショ ンの技法を身につける。
	問題発見・解決力を伸ばす講 座	問題発見・解決のための基本プロセスと、そ れに必要な思考法やフレームワークの使い 方を学び、合理的な解決策を導き出して実行 する力を身につける。
	聞く力を磨く講座	コミュニケーションへの苦手意識をなくすた めに、特に「聞く力」を高め、相手の話を引き 出す聞き方や、話の表層だけではなく意味全 体を理解できる力を身につける。
	整理・整頓力を磨く講座	資料や書類、情報、時間の使い方などを整理 し、自らの仕事環境を改善することで、思考 と精神に余裕を持たせ、集中して仕事に取り 組む方法やその実践力を身につける。
一般財団法人 日本規格協会	通信講座による品質管理中級 コース	ものづくりをする上で必要となる品質管理の 考え方について、基礎をふまえた発展的な内 容を幅広く学習する。

## 2. 廃止の申請(3団体5課程)

申請団体名	課程名	廃止の理由
公益財団法人 日本生産性本部	生産性通信講座初級コース	時代の変化とともに、ネット・オンデマンド配信での学習等へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。
	生産性通信講座上級コース	
	生産性通信講座実務コース	
一般社団法人 日本電気協会	電験3種講座	過去に講座を採用していた会員企業等における新規採用の減少や、他の通信教育事業者との競合等により、受講者数が減少し、通信教育事業の継続が困難となったため。
公益社団法人 日本測量協会	測量教室測量士補講座	時代の変化とともに、Web又はCD-ROMによるビデオ形式での講習へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。

## 3. 条件の変更の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
一般財団法人 中央工学校生涯学習センター	宅地建物取引主任者講座	通信教育の名称 (新名称「宅地建物取引士講座」へ変更)	宅地建物取引業法が改正され、資格名称が変更されたため。

# 文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

I 学校法人 産業能率大学

## (1) 法人の概要

- ①目的 教育基本法及び学校教育法に従い、マネジメントの原理にもとづき、科学的な経営・管理の実をあげうる人を養成するとともに、よき社会人を育成することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都世田谷区等々力6丁目39番5号
- ③設立年月日 昭和25年3月14日
- ④所管官庁 文部科学省

## (2) 認定しようとする課程の概要

### 1. 新・きれいに書けるボールペン字入門講座

- ①通信教育の目的 ペン字の基礎から実用例まで学び、きれいでバランスのとれた文章を書くための着眼点と美しい文字の書き方を効率よく身につける。
- ②修業期間 3か月（6か月まで延長可能）
- ③受講料 14,040円（内税）
- ④開始時期 平成27年10月1日
- ⑤教材概要 基本教材3冊  
1. 「ひらがなを書く」  
（書くための準備、ひらがなを書く、カタカナを書く等）  
2. 「漢字を書く」  
（漢字の基本、点画を書く、部首を書く等）  
3. 「ビジネスの文書を書く」  
（きれいな文章に見せるコツ、封筒とはがきの書き方、ビジネス文書の書き方等）

## 2. 企画・プレゼン力を強化する講座

- ①通信教育の目的 企画の準備・立案からプレゼンテーションをするまでの一連のプロセスとスキルを学び、論理的に相手に伝えられる企画書の作成法や、相手を納得させられるプレゼンテーションの技法を身につける。
- ②修 業 期 間 2か月（4か月まで延長可能）
- ③受 講 料 12,960円（内税）
- ④開 始 時 期 平成27年4月1日
- ⑤教 材 概 要 基本教材1冊、及び、補助教材DVD1枚  
1. 「企画・プレゼン力を強化する」  
（企画の構築、企画書の作成、プレゼンテーションの構築等）  
2. 「プレゼン・トレーニング」（補助教材）  
（プレゼンテーションの立ち居振る舞い、プレゼンテーションの実際）

## 3. 問題発見・解決力を伸ばす講座

- ①通信教育の目的 問題発見・解決のための基本プロセスと、それに必要な思考法やフレームワークの使い方を学び、合理的な解決策を導き出して実行する力を身につける。
- ②修 業 期 間 2か月（4か月まで延長可能）
- ③受 講 料 12,960円（内税）
- ④開 始 時 期 平成27年4月1日
- ⑤教 材 概 要 基本教材1冊、及び、補助教材1冊  
1. 「問題発見・解決力を伸ばす」  
（問題解決とは何か、問題を発見する、課題を設定する等）  
2. 「問題解決トレーニングブック」（補助教材）  
（問題解決のための「思考力」トレーニング、発生型問題を解決する、探索型問題を解決する）

#### 4. 聞く力を磨く講座

- ①通信教育の目的 コミュニケーションへの苦手意識をなくすために、特に「聞く力」を高め、相手の話を引き出す聞き方や、話の表層だけではなく意味全体を理解できる力を身につける。
- ②修 業 期 間 2か月（4か月まで延長可能）
- ③受 講 料 12,960円（内税）
- ④開 始 時 期 平成27年4月1日
- ⑤教 材 概 要 基本教材1冊、及び、補助教材1冊  
1. 「聞く力を磨く」  
（聞く力を磨く、聞く技術、問いかけの技術 等）  
2. 「聞くカトレーニングブック」（補助教材）  
（聞く技術を磨く、問いかけの技術を磨く、聞き上手のスタンスを確立する 等）

#### 5. 整理・整頓力を磨く講座

- ①通信教育の目的 資料や書類、情報、時間の使い方などを整理し、自らの仕事環境を改善することで、思考と精神に余裕を持たせ、集中して仕事に取り組む方法やその実践力を身につける。
- ②修 業 期 間 2か月（4か月まで延長可能）
- ③受 講 料 12,960円（内税）
- ④開 始 時 期 平成27年4月1日
- ⑤教 材 概 要 基本教材1冊、及び、補助教材1冊  
1. 「整理・整頓力を磨く」  
（整理・整頓はなぜ大切？、モノの整理・整頓、情報の整理・整頓、時間の整理・整頓 等）  
2. 「整理・整頓Step by Stepトレーニング」（補助教材）  
（モノの整理・整頓をしてみよう、情報の整理・整頓をしてみよう 等）



## (1) 法人の概要

- ①目的 標準化（製品、サービス、組織方法等に関する各種の規格を定め普及すること）及び管理技術に関して、その開発、普及及び啓発等を図り、もって社会経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都港区三田3丁目13番2号（東京本部）
- ③設立年月日 昭和20年12月6日
- ④旧所管官庁 経済産業省

## (2) 認定しようとする課程の概要

### 1. 通信講座による品質管理中級コース

- ①通信教育の目的 ものづくりをする上で必要となる品質管理の考え方について、基礎をふまえた発展的な内容を幅広く学習する。
- ②修業期間 4か月（8か月まで延長可能）
- ③受講料 37,800円（内税）
- ④開始時期 平成27年4月1日
- ⑤教材概要 基本教材4冊
1. 「テキスト Vol. I」  
（品質管理の基本、管理と改善、品質管理とデータ、基本統計量と分布）
  2. 「テキスト Vol. II」  
（検定・推定、統計的工程管理、標準化、プロセスの品質保証とその進め方）
  3. 「テキスト Vol. III」  
（実験計画法・検査・新QC七つ道具、品質機能展開）
  4. 「テキスト Vol. IV」  
（相関・回帰分析、信頼性工学、問題解決等）

# 文部科学省認定社会通信教育 廃止申請について

I 公益財団法人 日本生産性本部

## (1) 法人の概要

- ①目的 社会経済に係わる諸課題の解決に資するための国民的な合意形成に努めるとともに、グローバルな活動を展開し、国民経済の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展、国民生活の向上及び国際社会への貢献等我が国の公益増進に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷3丁目1番1号
- ③設立年月日 昭和30年3月1日
- ④旧所管官庁 経済産業省

## (2) 廃止しようとする課程の概要

### 1. 生産性通信講座初級コース

- ①認定年月日 昭和39年7月10日
- ②通信教育の目的 生産性向上についての基礎的知識の理解と技術の習得を目的とする。
- ③修業期間 5か月（10か月まで延長可能）
- ④廃止の理由 時代の変化とともに、ネット・オンデマンド配信での学習等へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。
- ⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期

間は終了している。

⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

## 2. 生産性通信講座上級コース

①認定年月日 昭和39年7月10日

②通信教育の目的 生産性向上についての基礎的知識の理解と技術の習得を目的とする。

③修業期間 7か月（14か月まで延長可能）

④廃止の理由 時代の変化とともに、ネット・オンデマンド配信での学習等へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。

⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。

⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

## 3. 生産性通信講座実務コース

①認定年月日 昭和48年12月17日

②通信教育の目的 監督者としてふさわしい生産性に関する知識と生産性向上の技術を学ばせることを目的とする。

③修業期間 6か月（12か月まで延長可能）

④廃止の理由 時代の変化とともに、ネット・オンデマンド配信での学習等へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。

⑤受講者の措置

すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。

⑥廃止の時期

文部科学大臣の許可のあった日

## Ⅱ 一般社団法人 日本電気協会

### (1) 法人の概要

- ①目的 電気関係事業の進歩発達を図り、産業の振興、文化の進展に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
- ③設立年月日 大正10年10月11日
- ④旧所管官庁 経済産業省

### (2) 廃止しようとする課程の概要

#### 1. 電験3種講座

- ①認定年月日 昭和26年3月30日
- ②通信教育の目的 通信教育の方法により、学校教育に恵まれない人々に対し電気事業主任技術者資格検定規則による第三種主任技術者の資格程度の実力を得させ、わが国の電気技術の向上を図る。
- ③修業期間 12か月（24か月まで延長可能）
- ④廃止の理由 過去に講座を採用していた会員企業等における新規採用の減少や、他の通信教育事業者との競合等により、受講者数が減少し、通信教育事業の継続が困難となったため。
- ⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

### Ⅲ 公益社団法人 日本測量協会

#### (1) 法人の概要

- ①目的 測量及び地理空間情報の分野に関する調査研究を行い、並びにその普及発達を図り、併せて会員相互の親和と社会的地位の向上を期し、もって国土の利用、整備又は保全に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都文京区小石川1丁目3番4号
- ③設立年月日 昭和26年1月13日
- ④旧所管官庁 国土交通省

#### (2) 廃止しようとする課程の概要

##### 1. 測量教室測量士補講座

- ①認定年月日 昭和53年3月18日
- ②通信教育の目的 測量士補の資格取得を目的とし、必要な知識・技術を修得させる。
- ③修業期間 12か月（24か月まで延長可能）
- ④廃止の理由 時代の変化とともに、Web又はCD-ROMによるビデオ形式での講習へのニーズが高まってきており、本講座のテキストを中心とした学習方法では、このようなニーズへの対応が難しくなったため。
- ⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

# 文部科学省認定社会通信教育 条件の変更の申請について

一般財団法人 中央工学校生涯学習センター

## (1) 法人の概要

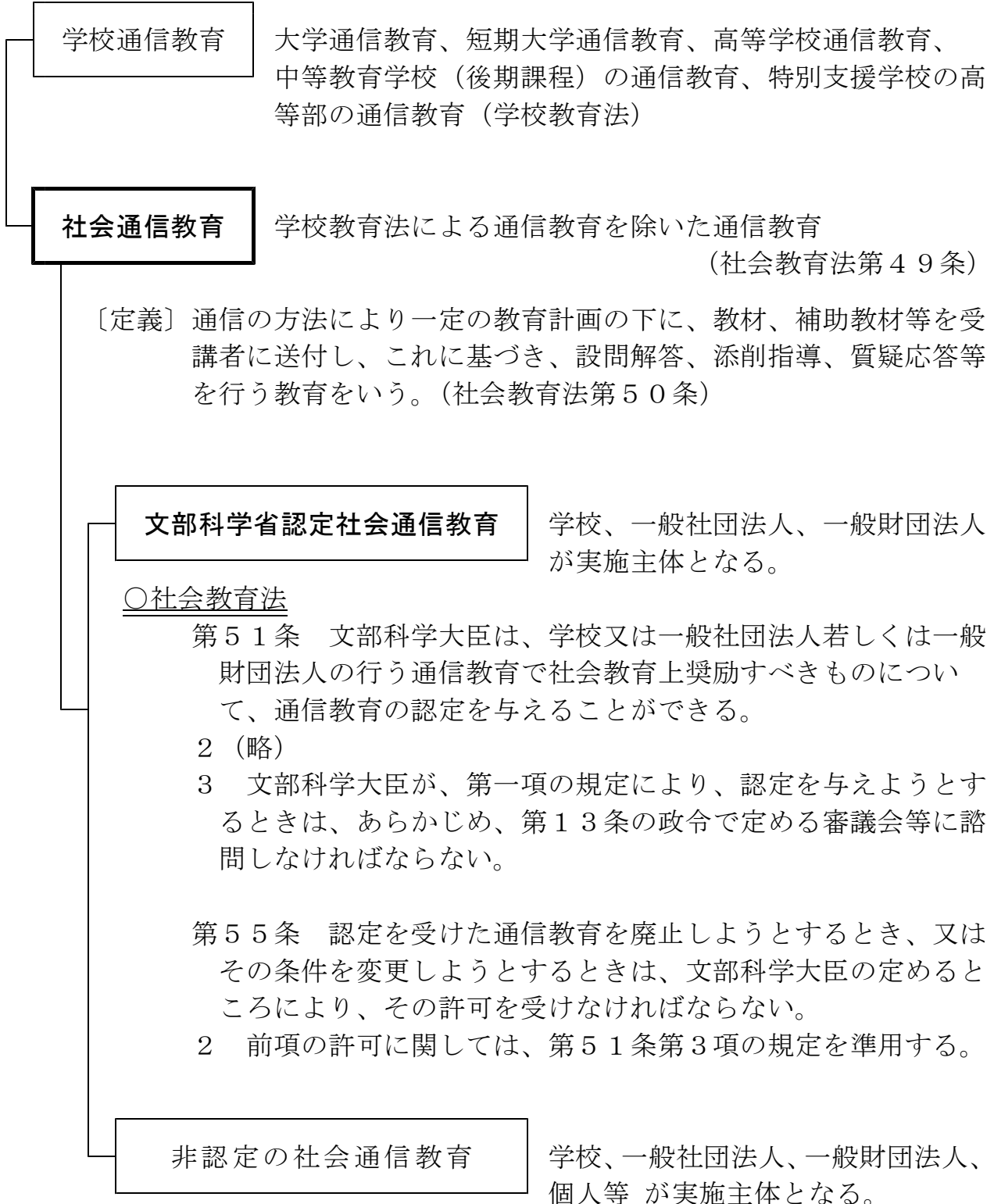
- ①目的 青少年及び成人に対して、実社会において必要とされる知識・技能を修得すること及び豊かな人間性を涵養することを目的とする学習機会を提供することにより、我が国における生涯学習の振興に資することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都北区中里1丁目15番7号
- ③設立年月日 昭和38年10月1日
- ④旧所管官庁 文部科学省

## (2) 条件を変更しようとする課程の概要

### 1. 宅地建物取引主任者講座

- ①認定年月日 昭和48年5月4日
- ②通信教育の目的 宅地建物主任者の業務に必要な法令に関する知識並びに実務上の知識を修得させる。
- ③修了期間 6か月（12か月まで延長可能）
- ④受講料 37,800円（内税）
- ⑤変更理由 宅地建物取引業法が改正され、資格名称が変更されたため。
- ⑥変更時期 平成27年4月1日

# 通信教育について





# 社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成26年12月末現在、実施団体数は30団体、111課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

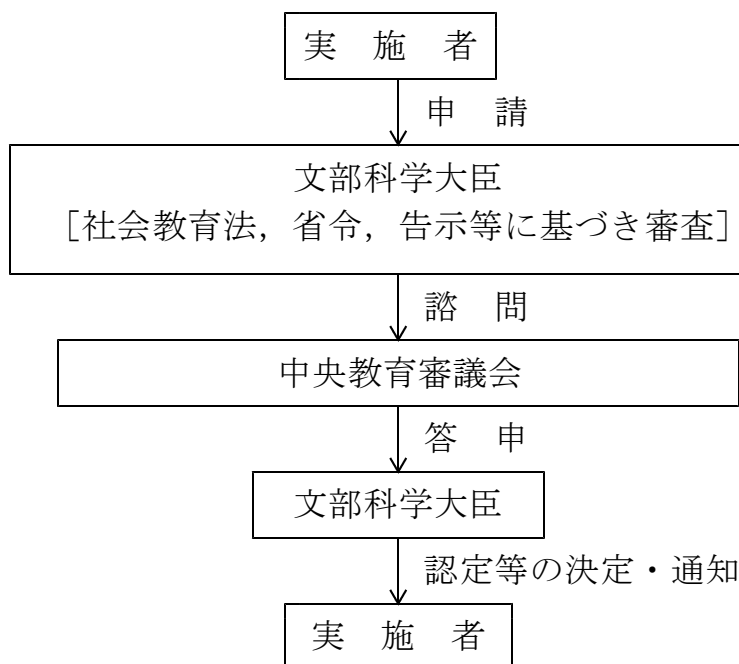
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

## 〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課 程 数	年間受講者数
事務系課程	10	41	21千人
技術系課程	8	31	3千人
生活技術・教養系課程	12	39	25千人
計	30	111	49千人

※実施団体数及び課程数は平成26年12月末現在。受講者数は平成25年間の数。

## 4 社会通信教育の認定等の手続



# 文部科学省認定社会通信教育一覽

平成26年12月末現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事 務 系 （ 41 課 程 ）	1	(一財)日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座(3級コース、2級コース)
	2	(一財)実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	(一社)日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4	(公財)日本生産性本部	3 生産性通信講座(初級コース、上級コース、実務コース)
	5	(学)川口学園	2 早稲田速記講座(速習課程、専門課程)
	6	(一社)日本経営協会	9 企業会計講座(企業会計マスターコース)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦術化コース、民法入門コース、労働法入門コース)
	7	(一社)公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	8	(学)産業能率大学	11 漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座
	9	(一財)日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	10	(一財)社会通信教育協会	1 生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 （ 31 課 程 ）	11	秋田大学理工学部	8 秋田大学理工学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	12	(一社)日本電気協会	1 電験3種講座
	13	(公財)国際文化カレッジ	12 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	14	(一財)中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引主任者講座、漢字検定ゼミナール
	15	(公社)日本測量協会	1 測量教室測量士補講座
	16	(学)東京農業大学	1 造園製図コース
	17	(一社)全国農協乳業協会	1 乳業製造技術通信教育
	18	(一財)日本規格協会	1 通信講座による品質管理入門コース
生 活 技 術 ・ 教 養 系 （ 39 課 程 ）	19	(学)香川栄養学園	4 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	20	(学)文化学園文化服装学院生涯学習部	2 文化服装通信講座(服装一般)、ファッション画講座上級コース(ファッション・デザイン画編)
	21	(学)杉野学園ドレスメーカー学院	1 ドレメ通信教育講座
	22	(学)大塚学院大塚末子きもの学院	2 きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	23	(学)清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミア	1 現代きもの講座
	24	(公財)日本英語検定協会	8 実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常ワイルド英語講座
	25	(公財)日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	26	(公財)日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	27	(学)日本放送協会学園	6 漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、添削で上達 川柳実作
	28	(公財)日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】)
	29	(学)サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	1 ホームヘルパー養成2級課程・通信コース
	30	(公社)色彩検定協会	1 たのしく学ぶ色彩講座一初級コース

(合 計 111 課程)

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）  
（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二五年二月二七日中央教育審議会決定）  
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
以下略	

26文科高第843号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令の改正について

平成27年1月27日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

法科大学院における教育研究の質の確保や水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、判定の厳格化や認証評価機関ごとのばらつきの是正等のために、評価基準・方法等を改善する必要がある。

そこで、別紙のとおり学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正するため、学校教育法第112条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令改正要綱（案）

### 第一 改正内容

- (一) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行うものとして大学評価基準に定めることが必要な事項について次のように改めること。
- ① 入学者選抜に関することとして、入学者の適性及び能力の適確かつ客観的な評価について認証評価を行うことを明確にすること。
  - ② 収容定員に関することとして、入学定員の適切な設定について認証評価を行うことを明確にすること。
  - ③ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について認証評価を行うことを明確にすること。
- (二) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとする。
- (三) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行った後に受審法科大学院の教育活動の状況に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとする。

### 第二 施行期日

この改正は、平成27年4月1日から施行するものとする。

## 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令改正要綱（案）

### 第一 改正内容

- (一) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行うものとして大学評価基準に定めることが必要な事項について次のように改めること。
- ① 入学者選抜に関することとして、入学者の適性及び能力の適確かつ客観的な評価について認証評価を行うことを明確にすること。
  - ② 収容定員に関することとして、入学定員の適切な設定について認証評価を行うことを明確にすること。
  - ③ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について認証評価を行うことを明確にすること。
- (二) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとする。
- (三) 法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行った後に受審法科大学院の教育活動の状況に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとする。

### 第二 施行期日

この改正は、平成27年4月1日から施行するものとする。

# 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案の概要

## 1. 改正の趣旨

平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における提言「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について」（以下単に「提言」と言う。）等を踏まえ、法科大学院における教育研究の質の確保や水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、判定の厳格化や認証評価機関ごとのばらつきの是正等の改善のために、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令について所要の改正を行う。（施行期日：平成27年4月1日）

## 2. 改正の概要

### (1) 評価項目の見直し

認証評価機関が作成する大学評価基準に盛り込むことが必要な評価項目を明確化するため、以下三つの事項を追加する。なお、それぞれの項目について活用することが望ましいと考えられる客観的な指標及びその活用方法については、施行通知に記載する。（施行通知の概要は別紙参照）【細目省令第4条第1項第1号の一部改正】

- ・入学者選抜に関することとして、入学者の適性及び能力の適確かつ客観的な評価について
- ・収容定員に関することとして、入学定員の適切な設定について
- ・司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について

## **(2) 不適合と評価された事項への対応の追加**

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとすること。【細目省令第4条第1項第3号を新設】

## **(3) 評価後の状況変化への適切な対応の追加**

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行った後に受審法科大学院の教育活動の状況に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとすること。【細目省令第4条第3項を新設】



学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令の一部改正に当たっての留意事項(案)

## 1 総論

- 今回の改正は、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われることを目的とすること
- 認証評価機関においては、改正省令や本通知を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正などを遺漏なく行うよう留意すること

## 2 大学評価基準において定める評価事項関係

- 認証評価機関が法科大学院の認証評価を実施するに当たっては、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する事項について重点的な評価を行うよう留意すること

## 3 客観的指標の活用方法関係

- 2に掲げる事項の評価を行う際には、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れるとともに、水準を下回っている理由を教育の質と関連付けて精緻に評価することや、教育の質の改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、総合的に適格認定の判断を行うこと
- 客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであることから、当該法科大学院の状況についての評価の結果、特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、大学評価基準に照らして不適格の判定がなされるべきであること。なお、仮に、適格と判断する場合には、その評価結果や理由等を社会に対して説明する責任をより強く求められるものであること
- 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること

### ➤ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることから、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）**

教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあり、入学定員の適正な管理への影響が懸念されることから、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）**

教育の実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されることから、法学未修者教育の実施状況や夜間開講といった個別の事情及び司法試験の合格状況の改善状況なども勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

#### 4 その他

- 認証評価機関として、適格認定を受けられなかった法科大学院に対して追評価を実施するよう努めること
- 評価結果に付記することを要する法科大学院の教育状況の重要な変化としては、志願者の大幅な減少による入学定員充足率の変化等が想定されること

など

# 法科大学院に係る認証評価の見直しについて

## 1. 検討経緯及び見直しの論点

【平成 25 年 11 月 22 日 中教審法科大学院特別委員会組織見直し促進に関する検討WG報告】

- 認証評価については、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかな検討が必要。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要。
- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要。
- 具体的には、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。
  - ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。
  - ② 不適格の判断につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
  - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
  - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握しているための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。



## 3巡目の認証評価の充実に向けて改善すべき論点

- 【論点 1】 上記検討経緯を踏まえ、客観的な指標の活用により、認証評価の厳格化を実現するためには、認証評価において、客観的な指標に関する位置付け及び客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について検討が必要。 → 2. (1)、(2) 参照
- 【論点 2】 評価を通じて法科大学院の教育の実施状況等を明らかにするため、客観的な指標として活用するための具体的な指標について検討が必要。また、それら各指標を活用するに当たっての留意点について検討が必要。 → 2. (3) 参照
- 【論点 3】 以上の論点を踏まえ、客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要な制度改正について検討が必要。 → 2. (4) 参照

## 2. 見直しの方向性(案)

### (1) 客観的な指標の位置付けについて

- ◆ 認証評価機関において、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を評価の実施の中に取り入れるとともに、客観的な指標の水準を下回ったことだけをもって直ちに不適合とすべきではないが、水準を下回っている理由や今後の教育の質の改善の見込みなどを具体的に分析・評価した上で、総合的に適合・不適合を判断することとする。

#### 〔基本的な考え方〕

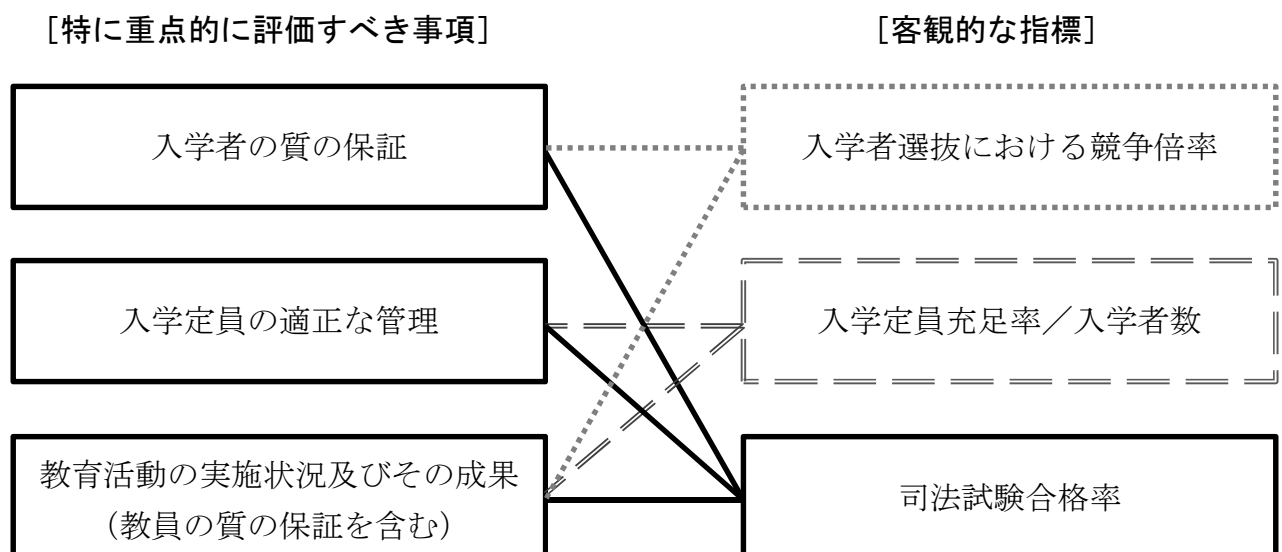
- 評価対象となる法科大学院が、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を下回るような水準にあった場合、その数値を下回ったことだけをもって、直ちに認証評価として不適合の認定をすべきではないものの、そのこと自体は、教員や教育課程等など当該法科大学院の「教育の質」に関して、何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものである。
- このような中、認証評価機関において、仮に客観的な指標に深刻な課題があると考えられる法科大学院に対して適合判定を出す場合には、その評価結果や理由等について社会に対して説明する責任をより強く求められる。
- 以上のことから、認証評価機関においては、評価の厳格化を担保する観点から、客観的な指標を対外的に明確にするにすする形で認証評価の実施の中に取り入れるとともに、当該法科大学院の評価にあたっては、
  - ・ 水準を下回っている理由に関し、当該法科大学院の教育の質と明確に関連づけて対外的に説明できるよう精緻に評価すること
  - ・ 今後、当該法科大学院の教育の質が改善される見込みがあるかどうかを含め、具体的に分析し、対外的に明示することした上で、総合的に適合・不適合を判断することとする。

## (2) 客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について

- ◆ 認証評価機関において総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項は、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教員の質の保証」及び「教育活動の実施状況及びその成果」とすることが適当である。

### 〔基本的な考え方〕

- 法科大学院の実態を的確に判定するためには、これまでの認証評価における評価事項も踏まえつつ、法科大学院の入口、教育活動、出口の三つの観点から、客観的な指標を活用した評価を重点的に行うことが必要と考えられる。
- このため、(1)の基本的な考え方に基づき、総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項として、
  - 特に入口の観点からは「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、
  - 特に教育活動の観点からは「教員の質の保証」、「教育活動の実施状況」、
  - 特に出口の観点からは「教育活動の成果」が考えられる。
- また、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべきこれらの事項と、(3)の客観的な指標との、主たる対応関係を整理すると以下のとおりとなる。



### (3) 活用すべき客観的な指標について

- ◆ 法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標としては、「入学者選抜における競争倍率」、「入学定員充足率や入学者数」及び「司法試験合格率」を活用することが適当である。
- ◆ また、上記指標は、近年、中央教育審議会の審議の中において課題が深刻な法科大学院のメルクマールとして示され、文部科学省においても「公的支援の見直し」など組織見直しの促進方策の中で用いてきた指標として一定の数値を示してきたところであり、かつ、各法科大学院もこれらの数値の改善に努めてきた経緯があることを踏まえ、具体的な数値の目安として活用することが適当である。

#### ○ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

##### 〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

法科大学院の入学者選抜における競争倍率の低迷は、競争的な環境の下で入学者選抜が十分機能しているとは言い難いなど入学者の質の保証に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考える。

##### 〔本指標の活用の際の留意点〕

競争倍率が2倍を下回っている場合、適性試験結果による足切りや個別の入学者選抜を通じて入学者の質が適切に担保できているかを重点的に確認することが必要。

#### ○ 入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）

##### 〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

入学定員の充足率の大幅な低迷は、入学者を十分に確保できず、教育組織として規模が小さくなり過ぎている恐れがあり、教育活動や教育成果において支障がでている可能性を示す指標であるとともに、1学年の学生数が一桁まで減少している場合には、双方向的・多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施することが困難になるなど、教育の質に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものとする。

##### 〔本指標の活用の際の留意点〕

入学定員充足率や入学者数が低迷していても、夜間開講のみ実施している法科大学院や地方にある法科大学院など入学者の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合等も勘案して、教育の質に影響が出ていないかを重点的に確認することが必要。

#### ○ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）

##### 〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

法科大学院として法曹養成のための教育を行い、成績判定・修了認定をしているにもかかわらず

らず、修了後行われる司法試験の合格状況において各法科大学院間での差が大きく開いている状況が続いていることは、既に述べた入学者の質の問題に加え、法科大学院の教育実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されるものであり、特に、これまで公的支援の見直し等で用いられてきた司法試験合格率が全国平均の半分未満にある場合は、司法試験の合格状況に極めて大きな問題が続いており、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関としてふさわしい教育の質が確保されていない可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考えらる。

#### 〔本指標の活用の際しての留意点〕

法学未修者の割合が高い法科大学院については、法学未修者の合格率も勘案して、法学未修者教育の充実を適切に図っているかを重点的に確認するとともに、夜間開講のみ実施している法科大学院など、学生が学修時間の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合には、その状況も勘案して、教育の質が適切に確保できているかを重点的に確認する。

## (4) 客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要となる主な制度改正

### ① 評価項目の見直し

- ◆ 2.(3)で挙げた客観的な指標が評価に活用されるよう、細目省令で定められている評価項目に「教育課程の実施状況及びその成果」や「入学定員の充足状況」など必要な事項を追加する。その具体的な数値の目安については、施行時に留意事項として示す。

### ② 適格認定後の状況変化への適切な対応

- ◆ 現行制度では、認証評価を実施した後に教育課程や教員組織に大きな状況変化が生じた場合には、認証評価機関は変更のあった事項について把握し、必要に応じて評価結果に付記するよう努めることとされているが、他の教育状況の変化については同様の措置を求められていない。そのため、志願者の大幅な減少による入学定員充足率等に重要な変化があった場合にも、当該課題への改善を求めるよう、評価結果への付記事項を、教育課程や教員組織に加え、法科大学院の教育活動全般に拡大する。



# 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

## 認証評価

機関別認証評価 **【大学全般】  
(法科大学院を含む)**

分野別認証評価

法科以外の専門職大学院

【専門職大学院】

法科大学院

法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

### (省令で規定されている評価事項)

- ① 専門職大学院設置基準に適合していること
- ② 評価の対象となる大学における特色ある研究の進展に関する視点からする評価に係る項目が定められていること
- ③ 教員組織に関すること
- ④ 教育課程に関すること
- ⑤ 施設及び設備に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること

上記の評価事項に加え、以下の内容についても評価事項となっている。

(「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第1項)

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備(③に掲げるものを除く。)に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること

赤字：平成22年3月の省令改正において改訂された部分

これらの事項について定める際には、文部科学大臣はあらかじめその旨を法務大臣に通知するものとする。  
この場合において、法務大臣は必要な意見を述べることができる。

# 法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**

学校教育法

文部科学省令

「授業の方法」の記載を例示

評価事項の『大枠』の提示

(公財)日弁連法務研究財団の  
評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

- 「授業の計画・準備が適切になされ」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。
- 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるよう、的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

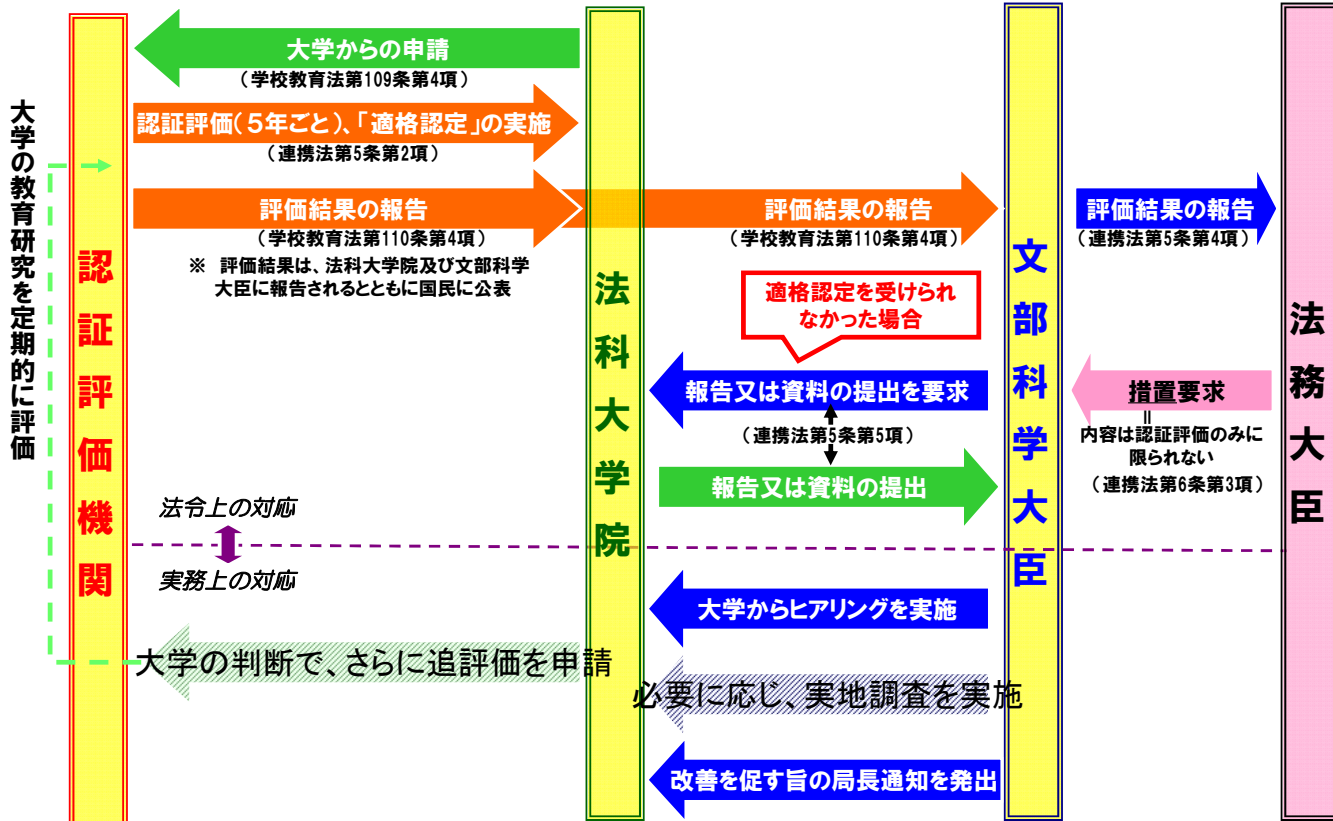
(独)大学評価・学位授与機構の  
評価基準

- 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(財)大学基準協会の  
評価基準

- 授業科目に相応して、双方向又はまたは多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。
- 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

# 法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づき改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

## 法科大学院に対する認証評価の結果

1巡目の評価結果	(公財)日弁連法務研究財団					(独)大学評価・学位授与機構					(公財)大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※ 追評価とは  
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

※ 網掛は、平成26年4月・平成26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院、又は廃止した法科大学院。

(公財)日弁連法務研究財団

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
島根大学	○	H25
岡山大学	○	H25
鹿児島大学	○	H25
琉球大学	○	H25
北海学園大学	○	H26
獨協大学	○	H24
青山学院大学	○	H25
國學院大學	○	H24
駒澤大学	○	H23
成蹊大学	○	H25
創価大学	○	H24
大東文化大学	○	H24
中央大学	○	H25
東海大学	×	H25
東洋大学	○	H25
立教大学	○	H24
早稲田大学	○	H23
山梨学院大学	○	H25
立命館大学	○	H24
関西学院大学	○	H25
久留米大学	×	H24
西南学院大学	○	H24
福岡大学	○	H24

(独)大学評価・学位授与機構

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
北海道大学	○	H24
東北大学	○	H25
筑波大学		H26
千葉大学	○	H23
東京大学	○	H25
一橋大学	○	H24
横浜国立大学	○	H25
新潟大学	○	H24
金沢大学	○	H24
信州大学		H26
静岡大学		H26
名古屋大学	○	H25
京都大学	○	H25
大阪大学	○	H25
神戸大学	○	H25
広島大学	○	H25
香川大学	○	H24
九州大学	○	H25
熊本大学	○	H24
首都大学東京	○	H25
大阪市立大学	○	H25
学習院大学	○	H25
上智大学	○	H24
専修大学	○	H24
愛知大学	○	H24
同志社大学	○	H25
近畿大学	○	H25

(公財)大学基準協会

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
白鷺大学	×	H25
慶應義塾大学	○	H24
日本大学	○	H25
法政大学	○	H24
明治大学	○	H25
神奈川大学	○	H25
関東学院大学	×	H25
桐蔭横浜大学	×	H25
中京大学	×	H25
南山大学	○	H25
名城大学	×	H25
関西大学	○	H25
甲南大学	×	H25
広島修道大学	○	H25



# ○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号)

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を次のように定める。

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

**第一条** 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

**2** 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
  - 一 教員組織に関すること。
  - 二 教育課程に関すること。
  - 三 施設及び設備に関すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

**第二条** 法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

**第三条** 法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

**第四条** 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
  - イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
  - ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
  - ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
  - ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
  - ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。
  - ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。
  - ト 授業の方法に関すること。
  - チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
  - リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。
  - ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
  - ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

- ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
- ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

（高等専門学校への準用）

**第五条** 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号） 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

#### 附 則（平成二二年三月一〇日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二二年六月一五日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。



## 早急に解決すべき課題

- 司法試験の合格率向上をどう図るのか
- 教育の抜本見直しをどう進めるのか
- 組織見直しの促進をどう進めるのか
- 早期進学・早期修了可能な制度をどう充実するのか
- 経済的事情のある者、地方在住者・社会人に対する配慮をどうするのか

- ① 文部科学省として、中教審提言を踏まえ、**法科大学院の強化と法曹養成の安定化**に向けて、**本年度から3～5年で計画的に立案・遂行**
- ② 上記課題を解決し、**質の高い法律家を一定数かつ安定的に育成**し、社会に供給し続けることができる養成システムを目指す

## 1. 体質強化を目指した組織見直し促進

### 【目標】

法科大学院全体の**体質強化を目指す積極的な組織見直しを展開**

### 【主な改善方策案】

- ◎ 公的支援見直しのスキームを最大限活用し、地域配置等に一定の配慮をしつつ、**入学定員を着実に削減**
- **27年度に3,175名**まで削減（ピーク時の**約半減**）  
【本年6月末に見込みの確認】
- **28年度以降も更に削減**を目指す。数値目標については**法曹人口調査の結果に基づいて算定**  
【27年7月までに策定予定】
- **最終的に、累積合格率7～8割を目指すような規模**を目指す

## 2. 法曹養成機関としての教育の質の向上

### 【目標】

将来の法曹に必要な基礎・基本の徹底や幅広い教養などを涵養できる**法科大学院教育における「プロセス教育」を確立**

### 【主な改善方策案】

- ◎ 法学未修者教育の充実など**教育の質の向上を加速**
  - 授業での**司法試験問題等の適切な活用**の促進  
【本年7月通知】
  - 法学未修者が法律基本科目を重点的に学べるよう、**単位数の増加**や**配当年次の拡大**等の見直し【本年8月通知】
  - **法科大学院を修了した若手実務家を活用**した学生指導の充実【27年度以降】
- ◎ **共通到達度確認試験の導入**による一層厳格な進級判定の推進【本年度から試行着手】
- ◎ **客観指標を活用した認証評価の厳格化**を通じた教育の質の向上【本年度中に省令改正/28年度から評価実施】

## 3. 誰もが法科大学院で学べる環境づくり

### 【目標】

時間的・経済的負担を軽減することで、**法科大学院をより積極的に志願しやすくなる環境に改善**

### 【主な改善方策案】

- ◎ **優秀な学生に対する積極的な対応**
  - 質の確保を前提に、**学部3年＋法科大学院既修2年コース(5年一貫の優秀者早期修了コース)の確立及び充実**【27年度以降順次拡大/10校程度で100名程度を目指す】
  - さらに、政府における予備試験の在り方についての検討状況を踏まえ、予備試験の改革と併せて、法科大学院の教育期間の更なる短縮の可能性についても検討
- ◎ **経済的事情のある者、地方在住者や社会人への配慮**
  - 無利子奨学金・授業料減免の充実、より柔軟な**「所得連動返還型奨学金制度」**(一定所得までの返還猶予、所得に応じた返還)の**導入に向けた対応の加速**等【27年度以降】
  - 最新のICT等を活用し、**討論や質疑も可能なオンライン授業等**の検討【27年度以降】

法科大学院として  
今後目指すべき姿

○ 法科大学院**修了者の7割以上が合格する見込みとなる規模**へ

○ 修了生の多くの者が、司法試験をはじめ**社会の様々な分野で活躍できる資質・能力を身に付けられる充実した教育の実施**へ

○ 志願者のニーズに応じたきめ細やかな対応により**法科大学院志願者の増加**へ

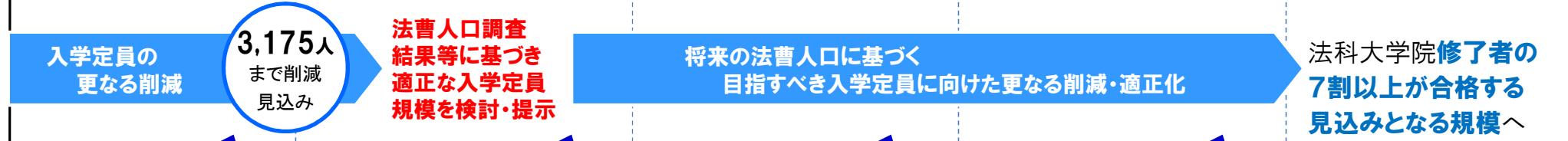


政府(法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議)における**今後の法曹人口の在り方や司法試験・予備試験制度の在り方**に関する検討を踏まえ、**更なる取組の充実を図る**

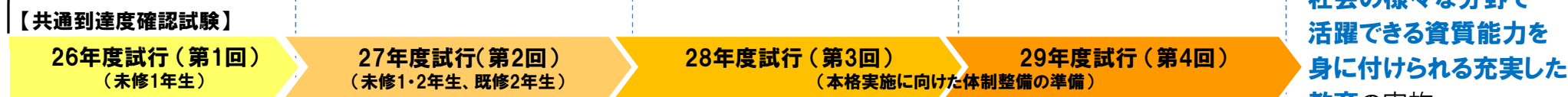
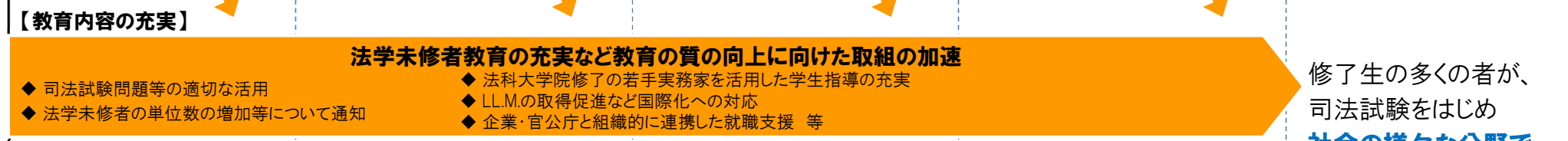
# 抜本改革に向けた工程表



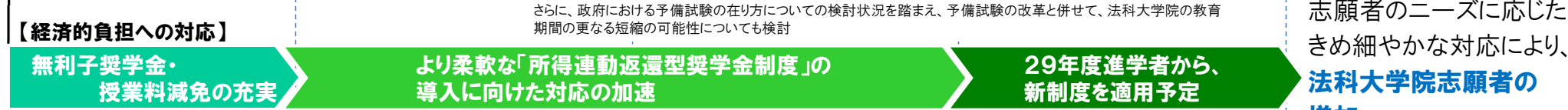
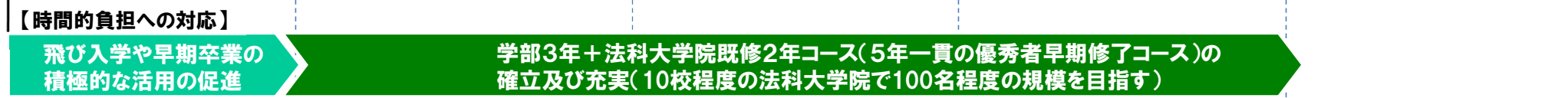
組織見直し



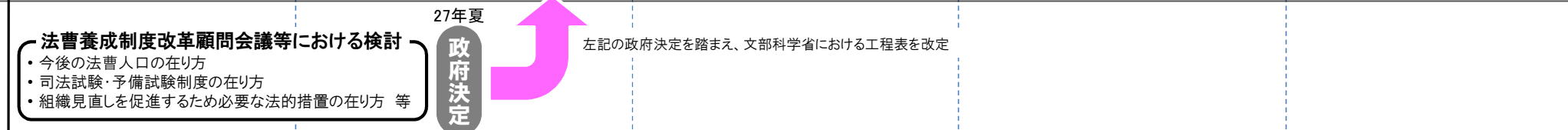
教育の質の向上



学びやすい環境作り



【参考】  
政府全体の取組



## 関連規定

### ○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 25 年 2 月 27 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

### 【参照条文】

### ○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

#### 第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会決定）

#### 第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
スポーツ・青少年分科会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）